

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成29年9月25日

証 拠 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



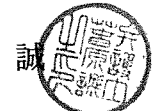
同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏 治



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶 之



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第129号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第478回（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000197953.pdf よりダウンロード） [表紙，19ないし21頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年6月23日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、平成29年6月23日に開催された原子力規制委員会の第478回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・同会合において、原子力規制庁の小林勝・長官官房耐震等規制総括官からは、「有識者会合のときには時間的制約もあって、その敷地周辺のそういった大きな地質構造の観点からの評価というのは、言ってみれば少ないデータで評価したものですから、やっぱ

り、ある程度制約があったということでございます。

(略) S-2、S-6については、もう少し広域的な観点から評価して、この成因が何なのかも含めて、改めて適切な評価をする必要があるというふうに思っております」として、本件評価書は根拠となるデータが乏しいものであり、特にS-2・S-6については原子力規制委員会があらためて評価する必要があるとの認識が示されたこと(準備書面(32)第7(103頁):本書証21頁)

- ・同会合において、本件敷地内シームを含む敷地地盤に係る審議がなされ、被告から、第453回審査会合におけるコメントを受けて計画した追加調査について説明を行うとともに、原子力規制庁の内藤浩行・安全管理調査官から、「その間、審査とまってしまうというのもちよっともったいないというところもあるので、敷地内に関係する部分で、敷地周辺のところの話について、申請ベースで構わないので、まずはヒアリングで説明していただきたい。というのは、敷地周辺のところで地質・地質構造の部分からまずやっていくんですけども、そのときに段丘面の話とか、そういった地質構造の部分で。」として、追加調査の結果を待たず、敷地の周辺の地質構造に係る審査も進めていくとの方針が示されたこと(準備書面(32)第7(105頁):本書証20頁)

乙A第130号証

証拠の標目	平成29年度原子力規制委員会 第18回会議議事録 (抜粋) (原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000194987.pdf よりダウンロード) [表紙, 14頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年6月28日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成29年6月28日に開催された平成29年度第18回原子力規制委員会の議事録である。</p> <p>本書証によって、同委員会において、田中俊一委員長（当時）から、「志賀の2号機についてですけれども、ここも有識者会合のレポートでも若干歯切れが悪かった」として、本件評価書に係る消極的なコメントが呈された上で、原子力規制庁の小林総括官から、「当時、時間的な制約もあって、この辺の評価の仕方が広域的な地質・地質構造、こういったものの議論が私としては少なかったというふうに考えてございまして、今回、この件については、広域的な観点も幅広く含めて評価していくことにしてございますので、この点、有識者会合での結論というのも参考にさせていただきますけれども、そのままということではなくて、やはり私どもなりに審査会合で審査していくとい</p>

	<p>うことになると思います。」として、本件評価書は十分な議論がなされないまま取りまとめられたものであることを前提に、新規制基準適合性審査においては、本件評価書をそのまま受け入れることなく、より広域的な観点から、鋭意、審査を進めていくことが明らかにされていること（準備書面(32)第7（103，104頁）：本書証14頁）を明らかにする。</p>
--	--

乙A第131号証

証拠の標目	<p>原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 453回（抜粋）</p> <p>（原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000184714.pdf よりダウンロード）</p> <p>[表紙，37頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年3月10日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は，平成29年3月10日に開催された原子力規制委員会の第453回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。</p> <p>本書証によって，同会合において，本件敷地内シームに係る被告の調査結果に基づく審議がなされ，出席者から当該調査結果に対するコメントが示された上で，石渡明・原子力規制委員会委員から「志賀原子力発電所の敷地の地質・地質構造につきましては，本日の指摘事項を踏まえて引き続き審議をしていきたいというふうに思います。」との取りまとめがなされていること（準備書面(32)第7（104，105頁）：本書証37頁）を明らかにする。</p>